

資料4

車載カメラ（ドライブレコーダー） の利活用について

2016年8月30日

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会

活動概要

- 東京ハイヤー・タクシー協会では都内タクシー事業者の事業活動の取りまとめを行っている。今回の事例を含む種々の活動は、各タクシー事業者が個別に取り組むものである。

全国のハイヤー・タクシー総台数の推移



ハイヤー・タクシーの総台数は全国的には微減傾向にあるが、東京都では横ばい。

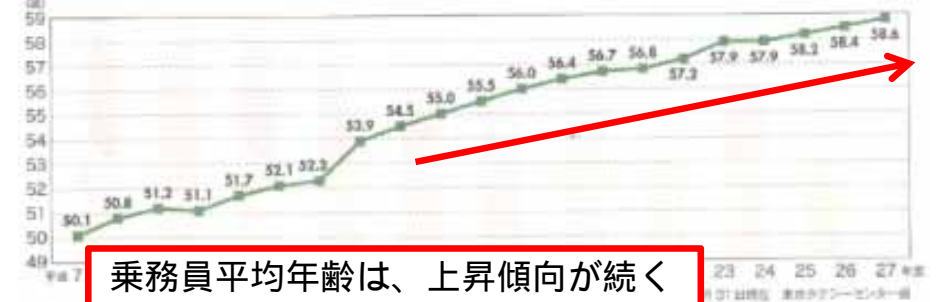
都内の法人タクシーは、以下のような勤務体系で全時間帯をカバーしている。



東京の法人タクシー台数の推移



法人タクシー乗務員平均年齢の推移



乗務員平均年齢は、上昇傾向が続く

タクシー乗務員数(運転者証交付数)の推移[男女]



乗務員数は、女性ドライバーが増加傾向にある総数としては、近年減少傾向にあったが、直近では増加に転じている。

車載カメラ（ドライブレコーダー）について

■ 車載カメラ（ドライブレコーダー）とは

- CCDカメラ、Gセンサーなどを内蔵した自動車版フライトレコーダーのことでフロントガラスやダッシュボード上に設置し、走行中の状況を撮影する。
- 都内を走る法人タクシー（総台数約3万1千台）における車載カメラの導入率は約98%である。

外側カメラ（イメージ）
フロントガラス設置型



■ 現在の利用目的

乗務員の高齢化や女性乗務員の増加に伴い、事故・事件に遭遇するリスクも増加している。その為、車載カメラ映像を主に以下用途に利用している。

- 事故やトラブルがあった際に、効率的に対応するために証拠映像としての活用
- 安全に関する教育や指導教材としての活用

車載カメラ（ドライブレコーダー）について

■ 車載カメラによる撮影について

- タクシーのダッシュボードに設置し、屋外の様子を撮影

撮影された映像に含まれる主な情報	<ul style="list-style-type: none">• 時間（機器で設定される日時）• 街の様子（街のつくり、天気、人の往来など）• 看板・標識の種類• 建物の種類（コンビニなど）• 人物（個人特徴を把握できるレベル）• 文字（車両ナンバー、看板、標識、表札） など
------------------	--

現状の撮影仕様では個人を特定できる情報の取得は、限られた条件下での撮影データであるが、将来的な技術進展により特定できるようになる可能性がある

- 撮影範囲は、主に都内全域の**タクシーが走行した道路**（24時間365日）
- 撮影された映像データは、ドライブレコーダーの記憶媒体（SDカード）に**48時間分**保存可能
通常、48時間以降は上書きされていく為、48時間分の映像データしか保存されていない

トラブル（事故や事件）を撮影した映像については、データが上書きされる前に別途抽出し保存している

現在取得している映像について

現在の運用においては、記録媒体の容量の都合上、撮影画質を落として録画している。

走行中に映り込む情報



停車中に映り込む情報



使用機器の個体差や設定状況により、取得できる情報に差異はあるが、これは各社の運用規定に準じるものであり、協会として統一しているものではない。

基本的には、「**事故検分が可能なレベルで撮影すること**」とされている。

本事例においては、走行中の通行人特定や詳細な文字情報は取得できないレベルでの撮影データであるが、**機器によっては、これらの特定が可能なものも存在すると思われる。**

地図作成事業者によるリアルタイムな地図データ更新への活用

今後の想定であり、実現している内容ではない。

● 地図作成事業者のメリット

地図作成事業者は、地図データ更新（新たな道路や看板の設置、店舗の改廃など）に、人海戦術で対応しており、整備コストが課題となっている

ドライブレコーダーで撮影した映像データを、地図データ更新に活用することで、地図作成事業者は作成コストの削減、更新頻度の向上が期待できる

● タクシー事業者のメリット

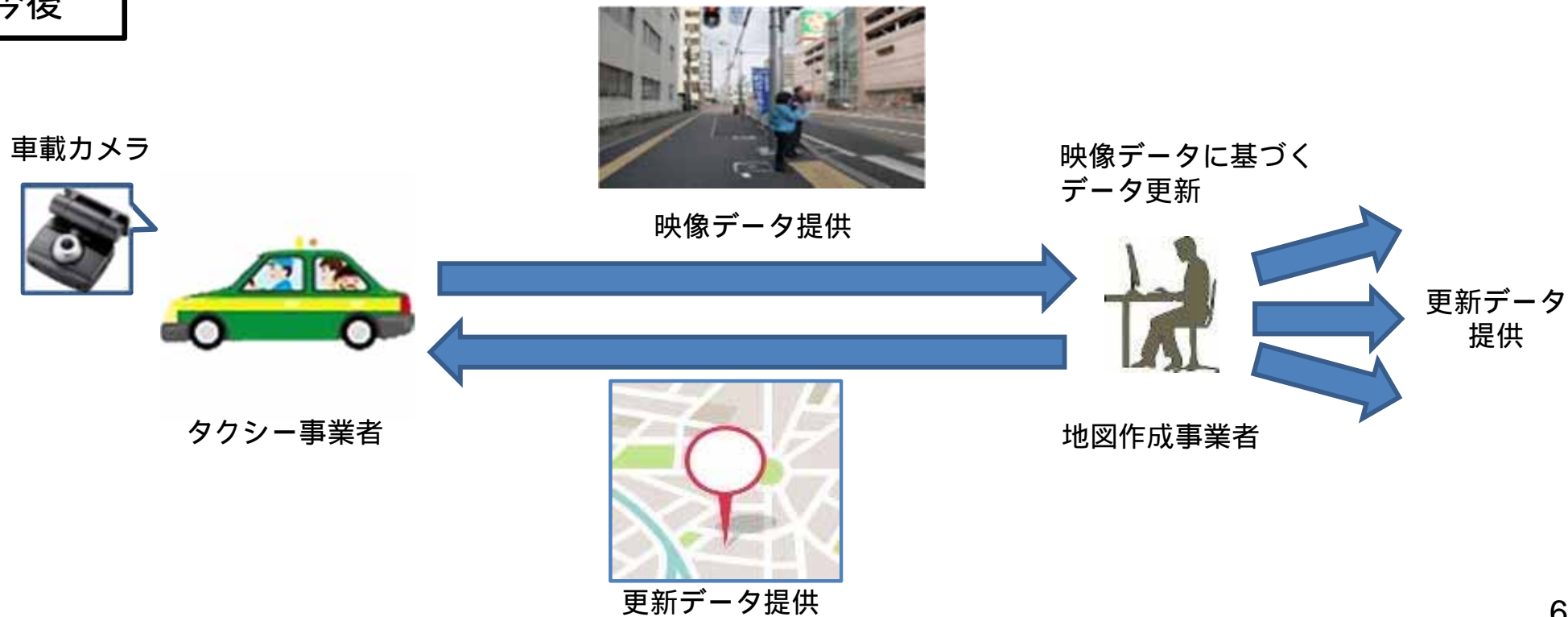
カーナビ搭載のタクシーの増加に伴い、地図更新コストが課題となっている
タクシー事業者は、ドライブレコーダーの映像データを提供する代わりに、地図作成事業者から、更新した地図データの提供を受けることで、自社のカーナビデータの更新コスト低減が期待できる

地図事業者によるリアルタイムな地図データ更新への活用

現状



今後



地図事業者によるリアルタイムな地図データ更新への活用

● データの生成と保存

【生成】

通常業務中に車載カメラで撮影された映像データを車載カメラの記憶媒体（SDカード）に48時間分保存

【保存】

- ・ 保存後のデータは48時間で新たな映像データに上書きされる
- ・ 提供後の映像データは、地図作成事業者へ提供の後、廃棄
- ・ 地図作成事業者側では、データ整備エビデンスとして一定期間の保存が必要
- ・ 1シフトごとに、記録媒体を変更（乗務員ごとの管理）
- ・ 撮影データは管理責任者（1社1名）しかデータに触れない

● 配慮事項

1. 取得時の配慮事項

- 通知シールの車外貼付

2. 加工時の配慮事項

- 特になし 提供にあたっての映像データの加工（通行人の顔や車両ナンバー等のボカシ）は行わない

3. 利用時の配慮事項

- 特になし

ご意見頂きたい点

ご意見頂きたい点は、以下2点。

- 以下の理由から、地図作成事業者への映像データ提供時に、「生活者からの同意取得」や、「映像データの加工」は不要と考えているが問題あるか
 - ・今回対象となる映像データは個人情報であり、個人データではない（データに検索性が無い）こと
 - ・シールによる車外向けの通知や、ウェブサイト上での記載にて、利用目的や提供先も明記していること
- ウェブサイト上にも記載されているため、車外向けの通知方法として、シールによる通知のみで足りると考えているが問題はあるか